

7. 税の減免等

(1) 所得税（住民税）の障害者控除（所得控除）

身 知 精 難 児 者

申告により、所得金額から控除することにより、課税対象額が少なくなります。
 なお、給与収入や公的年金収入の方は勤務先等からの源泉徴収や年末調整で控除することができます。

1 障害者、特別障害者の範囲

障害者及び特別障害者とは、それぞれ次の方をいいます。

| 障害者 | 特別障害者 | 同居特別障害者 |
|---|---|---|
| | ①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方 | 控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者又はその配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している方 |
| ②精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方 → | ②左のうち、重度の知的障害者と判定された方 | |
| ③精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方 → | ③左のうち、障害等級1級の方 | |
| ④身体障害者手帳の交付を受けている方 → | ④左のうち、1・2級の方 | |
| ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方 → | ⑤左のうち、特別項症～第3項症の方 | |
| | ⑥原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方 | |
| | ⑦常に就床を要し複雑な介護を要する方 | |
| ⑧年齢が65歳以上でその障害の程度が上記の②または④に準ずるものとして市長などの認定を受けている方 → | ⑧左のうち、その障害の程度が上記の①、②または④に準ずるものとして市長などの認定を受けている方 | |

2 所得控除額

| | 障害者 | 特別障害者 | 同居特別障害者 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 所得税 | 270,000 円 | 400,000 円 | 750,000 円 |
| 住民税 | 260,000 円 | 300,000 円 | 530,000 円 |

(注) 障害者控除は、年少扶養親族（扶養親族のうち、16歳未満の方）の場合も適用されます

◇詳しくは下記までお問い合わせください。

- ・所得税…仙台国税局電話相談センターまたは佐沼税務署（P56）
- ・住民税…登米市役所税務課市民税係（☎0220-22-2163）

(2) 自動車税(種別割・環境性能割)及び軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免

身 知 精 難 児 者

自動車税(種別割・環境性能割)及び軽自動車税(種別割・環境性能割)は次の要件を満たしている場合、申請により減免を受けることができます。減免の対象となる障がいについては別表を参照願います。

1 該当要件

- ①身体障がい者等(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・戦傷病者)が本人所有の自動車を、身体障がい者等本人が運転する場合
- ②身体障がい者等本人所有の自動車を、生計を同一にし、同居(同一敷地内の別居を含む)する家族の方が身体障がい者等の通院等のために運転する場合 ※ただし、自動車税(種別割・環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)は、生計を同一にし、同居していない家族が運転する場合にも該当
なお、知的障がい者、精神障がい者及び18歳未満の障がい児の場合は、生計を同一にし、同居(同一敷地内の別居も可)する家族が所有する自動車を、家族が運転する場合も該当
- ③障がい者のみの世帯で、障がい者本人所有の自動車を常時介護する方が障がい者の通院等のために運転する場合

※障がい者等1名につき1台が減免の対象となります。

2 申請窓口

- ①自動車税(種別割):宮城県東部県税事務所 登米地域事務所
 - ②軽自動車税(種別割):登米市税務課、各総合支所市民課
 - ③自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割:宮城県仙台中央県税事務所扇町出張所
- ※①の申請期限は納期限まで、②の申請期限は納期限前7日です。
※自動車を新たに取得する場合等の申請期日や申請場所等の詳細については、宮城県東部県税事務所登米地域事務所(0220-22-6113)までお問い合わせください。

■家族の方又は常時介護する方が運転する場合は、『生計を同一にしている』または『常時介護している』証明書の交付申請を各総合支所市民課市民係で行ってください。軽自動車税(種別割)の減免申請の場合、この証明書は不要です。

なお、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所(石巻保健所登米支所)に証明書の交付申請を行ってください。また、戦傷病者手帳をお持ちの方は、宮城県保健福祉部社会福祉課(P56)に証明書の交付申請を行ってください。

3 減免額の上限

- ①自動車税(種別割):年額43,500円(令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車の場合は45,000円)(※1)
- ②軽自動車税(種別割):全額減免
- ③自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割):課税標準額250万円×自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税率(※2)

※1 上限を超える場合には上限との差額を納付していただきます。また、グリーン化税制の適用を受ける自動車については、上記額が一定ではありませんのでご注意願います。

※2 燃費性能等により、税率は異なります。

4 自動車税の月割減免

いつでも減免申請を受付し、申請の翌月以後の月数に応じ月割相当額を減免します。(ただし、3月は受付できません。)月割減免の対象となるのは自動車について納付義務がある場合に限られます。年度の途中に名義変更(移転登録等)により自動車を取得した場合は、翌年度の4月1日以降に減免申請してください。

(別表) 自動車税(種別割・環境性能割)及び軽自動車税(種別割・環境性能割)

| 障がい区分 | | 障がいの範囲 | | |
|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | 身体障害者手帳 | 戦傷病者手帳 | |
| 視覚障がい | | 1級～4級 | 特別項症～4項症 | |
| 聴覚障がい | | 2級～3級 | | |
| 平衡機能障がい | | 3級 | | |
| 音声・言語機能障がい | | 3級 | 特別項症～2項症 | |
| 上肢不自由 | | 1級～2級 | 特別項症～4項症 (軽自動車税は特別項症～3項症) | |
| 下肢不自由 | 障がいのある方が運転 | 1級～6級 | 特別項症～6項症及び1～3款症 | |
| | 生計を同一にする家族の方または常時介護する方が運転 | 1級～3級 | 特別項症～4項症 (軽自動車税は特別項症～3項症) | |
| 体幹機能障がい | 障がいのある方が運転 | 1級～3級及び5級 | 特別項症～6項症及び1～3款症 | |
| | 生計を同一にする方または常時介護する方が運転 | 1級～3級 | 特別項症～4項症 | |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい | 上肢機能障がい | 障がいのある方が運転 | 1級～2級 (2級は一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く) | |
| | | 生計を同一にする家族の方または常時介護する方が運転 | 普目 | 1級～2級 (2級は一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く) |
| | | | 軽目 | 1級～2級 |

| 障がい区分 | | 障がいの範囲 | | | |
|----------------------------------|--------|--|---------|--|---|
| | | 身体障害者手帳 | | 戦傷病者手帳 | |
| 乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障がい | 移動機能 | 障がいのある方が運転 | 1 級～6 級 | | / |
| | | 生計を同一にする家族 の方または常時介護す る方が運転 | 普 自 | 1 級～3 級 (3 級は一下肢のみに 運動機能障がいがあ る場合を除く) | |
| | 軽 自 | | 1 級～3 級 | | |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうま たは直腸・小腸機能障がい | | 1 級及び 3 級 | | 特別項症～3 項症 | |
| 免疫機能障がい | | 1 級～3 級 | | | |
| 肝臓機能障がい | | 1 級～3 級 | | 特別項症～3 項症 | |
| 知的障がい | | 療育手帳 A 判定 | | | |
| 精神障害 | | 精神障害者保健福祉手帳 1 級 (軽自動車税は手帳に通院 医療費受給者番号が記載されているものに限る) | | | |

(3) 相続税の障害者控除 (税額控除)

身 知 精 難 児 者

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円
(特別障害者のときは20万円)で計算した額が、相続税額から控除されます。

◇詳しくは仙台国税局電話相談センターまたは佐沼税務署(P56)までお問い合わせ
してください。

(4) 少額預金の利子等の非課税

身 知 精 難 児 者

身体障害者手帳等の交付を受けている方などはマル優(銀行などの預貯金、公
社債など)・特別マル優(利付国債など)を一定の手続きを要件に利用すること
ができます。

◇詳しくは仙台国税局電話相談センターまたは佐沼税務署(P56)までお問い合わせ
してください。

(5) 個人事業税の非課税

身 知 精 難 児 者

視覚に重度の障がい(失明または両眼の視力が0.06以下)のある方が、あん
ま・はりきゅう・柔道整復、その他の医業に類する事業を行なう場合は個人事業
税が非課税となります。

◇詳しくは宮城県東部県税事務所(☎0225-95-1446)までお問い合わせください。